

2021年1月8日

株 主 各 位

高知県南国市篠原537番地 1

株式会社 **ミロク**

取締役社長 弥勒美彦

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示され、2021年1月26日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年1月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 高知県南国市篠原537番地 1 当社 2 階会議室
3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第89期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第89期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 故取締役安岡憲祐氏に対する弔慰金贈呈の件
- 第3号議案 役員賞与支給の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.miroku-jp.com/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2019年11月1日から
2020年10月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、設備投資や雇用・所得環境の改善が見られ回復基調で推移していましたが、春先以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、人の移動の制限とそれに伴う消費活動の低下により、急速に悪化しました。感染の防止策を講じつつ経済の活性化が目指されましたが、回復は鈍く厳しい状況となりました。海外においても新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済が大きく悪化し、不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは会社に関わるすべての人々に比類のない喜びと感動を与えるため、高品質な製品とサービスを世界へ提供することをミッションに、グループ一丸となって業績向上に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は13,635百万円(前期比11.3%減)、経常利益は756百万円(前期比40.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は440百万円(前期比53.1%減)となりました。

事業のセグメント別の業績は、次のとおりであります。

i 猟銃事業

ボルトアクションライフルにつきましては、販売数量・売上高ともに前期を若干上回りましたが、上下二連銃につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による射撃場の一時閉鎖や競技会の中止等により、販売数量・売上高ともに前期を大きく下回りました。その結果、売上高は7,403百万円(前期比9.3%減)、セグメント利益(営業利益)は390百万円(前期比44.0%減)となりました。

ii 工作機械事業

機械部門は販売台数及び価格が高水準であった前期と比較し、売上高・利益ともに減少しました。ツール部門は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、販売先である企業の生産が停滞したため販売数量が伸びず、売上高・利益ともに減少しました。加工部門は他部門より影響が少なく、売上高・利益ともに前期から若干の減少となりました。その結果、売上高は2,433百万円(前期比20.1%減)、セグメント利益(営業利益)は424百万円(前期比40.6%減)となりました。なお、売上高につきましては、セグメント間の内部売上高158百万円を含んでおります。

iii 自動車関連事業

木製ステアリングハンドルでは、付加価値の高い純木製ステアリングハンドル及び3Dドライ転写ステアリングハンドルの販売数量は前期を上回ったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、海外生産車向けである部分ウッドステアリングハンドルは大きく落ち込み、売上高・利益ともに前期を下回りました。その結果、売上高は3,953百万円(前期比5.1%減)、セグメント利益(営業利益)は2百万円(前期比50.0%減)となりました。

事業別	売上高（百万円）	構成比（％）
猟銃事業	7,403	53.7
工作機械事業	2,433	17.6
自動車関連事業	3,953	28.7

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、1,154百万円であります。主なセグメント別の設備投資額は、猟銃事業1,113百万円、工作機械事業75百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達におきましては、特に記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分
の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第86期 (2017年10月期)	第87期 (2018年10月期)	第88期 (2019年10月期)	第89期(当連結会計年度) (2020年10月期)
売 上 高	12,549百万円	13,509百万円	15,368百万円	13,635百万円
経 常 利 益	1,252百万円	1,098百万円	1,269百万円	756百万円
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益	965百万円	817百万円	938百万円	440百万円
1株当たり 当期純利益	332円38銭	281円34銭	322円41銭	149円39銭
総 資 産	16,073百万円	16,534百万円	17,355百万円	17,545百万円
純 資 産	12,030百万円	12,603百万円	13,514百万円	13,778百万円
1株当たり 純資産額	4,140円44銭	4,338円20銭	4,579円64銭	4,669円48銭

- (注) 1. 当社は2018年5月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、第86期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第88期の期首から適用しており、第87期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の直前３事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第86期 (2017年10月期)	第87期 (2018年10月期)	第88期 (2019年10月期)	第89期(当期) (2020年10月期)
営 業 収 益	765百万円	803百万円	804百万円	918百万円
経 常 利 益	395百万円	470百万円	450百万円	572百万円
当期純利益	365百万円	471百万円	414百万円	468百万円
1株当たり 当期純利益	123円47銭	159円56銭	139円73銭	156円21銭
総 資 産	8,830百万円	9,192百万円	9,471百万円	9,767百万円
純 資 産	6,796百万円	7,023百万円	7,433百万円	7,730百万円
1株当たり 純資産額	2,298円57銭	2,375円50銭	2,475円96銭	2,574円99銭

- (注) 1. 当社は2018年５月１日付で普通株式５株につき１株の割合で株式併合を行っております。これにより、第86期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）等を第88期の期首から適用しており、第87期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社出資比率	主要な事業内容
(株) ミ ロ ク 製 作 所	80百万円	100.00%	猟銃製造販売
(株) 南 国 ミ ロ ク	19百万円	100.00%	猟銃製造
ミ ロ ク 機 械 (株)	80百万円	100.00%	工作機械製造販売

③ 企業結合の成果

連結子会社は上記②の３社を含む６社であり、持分法適用の関連会社は４社であります。

(4) 対処すべき課題

① 中長期的な経営戦略

当社は2018年度より、ミロクグループの長期ビジョンとして「主力三事業の強みを活かし、向上させ、かつ新たな事業を創出することで盤石の経営基盤を築き、今後も成長し続ける企業グループを目指す」を掲げ、その実現に向けたマイルストーンとして中期経営計画を策定しております。「2021 中期経営計画」としましては、引き続き製品及びサービスにおいて競合他社と差別化を図り、収益性及び需要変化への対応力を意識した収益基盤の構築、事業間のコミュニケーションの強化を通じて次代を担う人財の育成と活性化を図ることを基本戦略として推進してまいります。

i 猟銃事業

猟銃事業につきましては、ブローニンググループへのOEM供給を行っており、ビジネスパートナーとして良好かつ密接な関係を構築しております。主力の米国市場は、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、ダウ平均株価も当該感染症発生前の水準を取り戻す等、当社猟銃事業にも明るい材料となっております。この需要獲得に向けて、新製品のタイムリーな市場投入を図り、ロボットを活用した磨き作業の自動化、ライフル銃身等生産の効率化を重点課題と位置づけ、生産性の向上と品質の安定により、顧客ニーズに対応した柔軟な供給体制の構築を目指します。なお、品質につきましては、特殊な当社製品の性質上、その不具合に起因する事故は当社グループの事業活動継続に大きな影響を及ぼすため、出荷時の検査体制はもとより、後工程へ不具合品を出さない自工程完結の仕組みを徹底させ、品質管理体制の強化に絶えず取り組んでまいります。

ii 工作機械事業

工作機械事業につきましては、従来の米中貿易摩擦による不透明感に加え新型コロナウイルス感染症の影響により、一層先行きが見えない状況であります。このような環境のもと、販売戦略としては機械部門では継続して樹脂部品に必要な金型の穴明け需要を取込み、また日系企業が進出している東南アジア等の自動車部品メーカーの専用機で市場開拓を図ります。また、ツール部門では国内外を担当する営業体制とし、ユーザー情報を共有化し販売促進につなげてまいります。加工部門では、引き続き全国4拠点

の稼働率向上を目指し、また拠点の追加も模索してまいります。
さらに全部門において原価低減を推し進め、ニッチな市場での売上高及び利益拡大に邁進してまいります。

iii 自動車関連事業

自動車関連事業につきましては、自動車業界を取り巻く大きな環境変化を踏まえ、部分ウッドステアリングハンドルと3Dドライ転写ステアリングハンドルの新製品開発による付加価値の増加に加え、次世代純木製ステアリングハンドル開発に着手し、顧客の嗜好に対応して、当社加飾ハンドルの商権の維持拡大につなげてまいります。全社的には、生産管理業務の効率化・標準化を推進し、製品構成の変化に対応した工場レイアウトを追求することにより、製品競争力を高めてまいります。また従来の自動車以外の新規案件開拓活動も継続し、中期的な売上高と利益の確保に努めてまいります。

② 次期の見通し

猟銃事業につきましては、欧州市場の弱さはあるものの、コロナ禍のなかでも持ち直しの動きが見られる米国経済に牽引され、販売は回復してくるものと思われますが、次年度につきましては、付加価値の高い上下二連銃は回復に時間がかかることを想定し、また、前年度の設備投資における減価償却費負担増等もあることから減益予想としています。

工作機械事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による景気の先行き不透明感により、投資意欲の後退が見られ、機械部門の受注・売上は減少見込みであり、次年度は減益予想であります。

自動車関連事業につきましては、今後の主力製品となる部分ウッドステアリングハンドルや3Dドライ転写ステアリングハンドルを収益の柱と位置づけ、改善活動を推進し売上高と利益の確保に努めてまいります。

株主の皆様には今後共よろしくご支援ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

当社グループは、各種猟銃の製造販売を主な事業とする猟銃事業、工作機械の製造販売を主な事業とする工作機械事業、自動車用ステアリングハンドルの製造販売を主な事業とする自動車関連事業から構成され、各事業活動を展開しております。

①	当社	本社	高知県南国市
②	主要な子会社の事業所		
i	(株)ミロク製作所	本社工場	高知県南国市
ii	ミロク機械(株)	本社工場	高知県南国市

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
567名	10名増

使 用 人 数	前 期 末 比 增 減
17名	1名減

借 入 先	借 入 額
(株) 四 国 銀 行	200
(株) 高 知 銀 行	100
(株) 三 菱 U F J 銀 行	200

— 8 —

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（2020年10月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 12,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 3,005,441株 |
| ③ 株主数 | 1,304名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
M L P F S C U S T O D Y A C C O U N T	340	11.36
(株) ミ ロ ク 興 産	199	6.65
損 害 保 険 ジ ャ パ ン (株)	157	5.26
(株) 四 国 銀 行	142	4.73
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	137	4.60
(株) 高 知 銀 行	133	4.44
(株) 西 島 製 作 所	115	3.84
ミ ロ ク 共 栄 会	102	3.43
日 油 (株)	98	3.27
井 上 特 殊 鋼 (株)	98	3.27

(注) 1. 持株比率は自己株式（3,359株）を控除して計算しております。

2. 第1順位のMLPFS CUSTODY ACCOUNT（名義人）の持株数として記載した340千株は、ブローニング・アームズ・カンパニーが実質株主として所有しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年10月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長 (代表取締役)	弥 勒 美 彦	(株)ミロク製作所代表取締役社長 ミロク機械(株)代表取締役会長 (株)南国ミロク取締役会長
取 締 役	古 味 俊 雄	管理本部本部長 (株)ミロク製作所取締役
取 締 役	井 戸 隆 雄	(株)ミロク製作所取締役銃砲事業 本部副本部長 (株)ミロククリエイティブ代表取締役社長
取 締 役	チャールズ・ グブラモント	ブローニングS. A. プレジデント兼最高 経営責任者 (CEO) ブローニング・インターナショナルS. A. 最高経営責任者 (CEO) ブローニング・アームズ・カンパニープレジデント
取 締 役	クリスチャン・ クルーブン	ヘルスタルS. A. 技術・工業プロジェクト 及び民生用火器製造担当副社長 ブローニングビアナS. A. 会長兼最高経 営責任者 (CEO)
取 締 役	受 田 浩 之	高知大学理事・副学長
取 締 役	井 上 孝 志	井上石灰工業(株)代表取締役社長 井上ワイナリー(株)代表取締役社長
常 勤 監 査 役	宮 地 雅 久	
監 査 役	福 原 和 彦	
監 査 役	高 橋 重 一	

- (注) 1. 取締役チャールズ・グブラモント、クリスチャン・クルーブン、受田浩之、井上孝志の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役福原和彦、高橋重一の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役宮地雅久、福原和彦、高橋重一の3氏は、長年にわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役受田浩之、井上孝志の両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
5. 安岡憲祐氏は、2020年2月6日逝去により取締役を退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、ミロク機械(株)代表取締役社長でありました。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取締役(うち社外取締役)	8 名 (4 名)	64百万円 (12百万円)	(注) 2
監査役(うち社外監査役)	3 名 (2 名)	14百万円 (6 百万円)	(注) 3
合計(うち社外役員)	11名 (6 名)	78百万円 (19百万円)	

- (注) 1. 上記には、2020年2月6日逝去により退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2000年1月28日開催の第68回定時株主総会において年額100百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1986年1月30日開催の第54回定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の総額には期間費用として引当金計上した役員賞与15百万円(取締役12百万円、監査役3百万円)及び役員退職慰労引当金の当事業年度増加額7百万円(取締役6百万円、監査役1百万円)を含めております。

③ 社外役員に関する事項

- i 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- イ. 取締役チャールズ・グブラモント氏は、ブローニングS.A. のプレジデント兼最高経営責任者(CEO)、ブローニング・インターナショナルS.A. の最高経営責任者(CEO)、ブローニング・アームズ・カンパニーのプレジデントを兼務しております。当社の完全子会社である(株)ミロク製作所とブローニングS.A. の完全子会社であるBWA, INC. 及びブローニング・インターナショナルS.A. は長期供給契約を締結しております。
- ロ. 取締役クリスチャン・クルーブン氏は、ヘルスタルS.A. の技術・工業プロジェクト及び民生用火器製造担当副社長、ブローニングピアナS.A. の会長兼最高経営責任者(CEO)であります。なお、当社と両社との間に特別な関係はありません。
- ハ. 取締役受田浩之氏は、高知大学の理事及び副学長であります。なお、当社と同大学との間に特別な関係はありません。
- ニ. 取締役井上孝志氏は、井上石灰工業(株)及び井上ワイナリー(株)の代表取締役社長であります。なお、当社と両社との間に特別な関係はありません。

ii 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	チャールズ・ グブラモン	当期開催の取締役会18回すべてに出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する適確な助言を行っております。
取 締 役	クリスチャン・ クルーブン	当期開催の取締役会18回すべてに出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する適確な助言を行っております。
取 締 役	受 田 浩 之	当期開催の取締役会18回すべてに出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する適確な助言を行っております。
取 締 役	井 上 孝 志	当期開催の取締役会18回すべてに出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する適確な助言を行っております。
監 査 役	福 原 和 彦	当期開催の取締役会18回すべてに出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する適確な助言を行っております。 また、当期開催の監査役会18回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	高 橋 重 一	当期開催の取締役会18回すべてに出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する適確な助言を行っております。 また、当期開催の監査役会18回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

iii 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役受田浩之及び井上孝志、社外監査役福原和彦及び高橋重一の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は下記のとおりであります。

	支払額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
2. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記1. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積り根拠等を確認し検討した結果、上記の金額に同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

非監査業務は、当社が委託した企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用に関する助言業務であります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保する体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を下記のとおり決議しております。

① 基本的方針

当社は、企業の社会的責任への取組みが重大な責務であると認識しており、企業の社会的責任を果たすべくグループ基本理念を掲げております。

② 当社及び子会社の取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役と使用人は、ミロク・グループ行動規範を常時携帯し、その精神を各自が理解・確認することにより、公正で高い倫理観に基づいた企業風土の構築に努めております。また、継続企業として存続していくためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると強く認識し、当社の内部監査室は、「コンプライアンス規程」に基づき、会社のすべての業務が法令及び定款に準拠し、適正に行われているか監査し、監査結果を社長及び常勤監査役に報告しております。当社及び子会社の取締役と使用人に法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、社内及び社外の相談受付窓口もしくは内部監査室からコンプライアンス委員会を通じて、取締役会及び監査役会に報告する体制となっております。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が決裁権限基準等に基づいて決裁した文書類、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存することとします。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制となっております。

④ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、「危機管理委員会」を設置し予測されるリスクを洗い出し、それらの危機に直面した時に会社が受けるダメージを最小限に食い止め、さらに会社を危機の状態から速やかに回復させることができるように計画の立案や活動を行っております。統制手段として「危機管理規程」を制定し、グループ全体を網羅的・統括的に管理する体制を構築するとともに、リスク管理体制を明確化し、

また当社の内部監査室が当社及び子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する体制となっております。

- ⑤ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社は、将来の事業環境を踏まえグループ全体の目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するため取締役の職務権限と担当業務を明確にすることにより、職務の執行の効率化を図っております。また、当社は取締役会の下に、社長が議長を務め、社外取締役を除く取締役で構成される経営会議を設けて、取締役会の議論を充実させるべく事前審査を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社業務の執行及び実施等について審議し意思決定を行っております。

- ⑥ 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

総務部は、「関連会社管理規程」に基づき、グループ各社の重要事項に関する報告・事前協議を通じ、業務の適正化を図るとともに、その業務を監視しております。当社取締役及びグループ各社の取締役は、各社の業務執行の適正を確保するため、適宜会議を開催し意見交換を行い、業務内容の定期的な報告を受け、重要案件については事前協議の上、各社の取締役会に報告しております。また、当社の内部監査室は、当社常勤監査役と連携して、内部監査計画に基づきグループ各社の監査を実施し、その結果を社長及び被監査部門に報告し、必要に応じて改善策の指導・支援を実施しております。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととします。また、当該使用人の人事異動については、監査役会の意思を尊重するものとします。なお、監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人に対し、その指示に関して取締役等の指揮命令は受けない体制をとっております。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役と使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告しております。具体的には、監査役が取締役会に、また常勤監査役が経営会議、その他重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとっております。

なお、監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役と使用人に対し、そのことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役と使用人に周知徹底しております。

- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行につき費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査役職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに処理しております。

- ⑩ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役及び監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしております。

(6) 業務の適正を確保する体制の運用状況

当社は、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、当社及び子会社の役員と全ての使用人に対し、グループ基本理念及び行動指針を記載した行動規範を常時携帯させ、その精神を各自が理解・確認しております。

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役4名）で構成され、定時取締役会を月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当社及び子会社の業務執行を確認するため、各取締役から業務執行の状況を確認するとともに、重要事項の審議・決議を行っております。また、社外取締役は独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、定時監査役会を月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役監査基準を制定しており年度毎に監査計画を作成し、監査計画に基づき監査業務を遂行しております。常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席するとともに取締役から業務執行の状況を聴取する等、日常的に監査し検証しております。また、社外監査役は取締役会及び監査役会で各監査役からの意見報告等を聴取し、独立性・人的影響力を踏まえ中立の立場から適時適切に客観的・公正な監査意見を表明しております。

当社の内部監査室は、常勤監査役及び会計監査人と連携して内部監査計画に基づきグループ各社の財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を取締役に報告するとともに必要に応じて改善策の指導・支援を実施しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営の基本方針として、業績に応じた配当を安定的に継続することを重視しております。

当期におきましては、2020年12月8日開催の取締役会において、期末配当として1株につき金25円の配当を実施することを決議いたしました。すでに、2020年7月10日実施済みの中間配当1株につき金25円とあわせて年間配当金は1株につき金50円となります。

内部留保につきましては、研究開発・生産設備の充実等戦略的な投資や財務体質の強化を図り、今後の事業発展に役立ててまいる所存であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年10月31日現在)

単位千円 (未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,925,798	流 動 負 債	2,378,749
現 金 及 び 預 金	2,883,850	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,024,361
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,527,473	短 期 借 入 金	100,000
た な 卸 資 産	4,147,263	1年内返済予定の長期借入金	200,000
そ の 他	367,378	未 払 法 人 税 等	79,780
貸 倒 引 当 金	△168	賞 与 引 当 金	114,056
固 定 資 産	8,619,299	役 員 賞 与 引 当 金	27,585
有形固定資産	5,229,527	そ の 他	832,967
建 物 及 び 構 築 物	1,442,780	固 定 負 債	1,388,322
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,939,517	長 期 借 入 金	200,000
土 地	1,687,995	繰 延 税 金 負 債	233,705
建 設 仮 勘 定	27,842	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	166,056
そ の 他	131,390	退 職 給 付 に 係 る 負 債	627,960
無形固定資産	89,916	そ の 他	160,600
投資その他の資産	3,299,855	負 債 合 計	3,767,072
投 資 有 価 証 券	2,666,229	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	416,775	株 主 資 本	13,294,216
そ の 他	230,030	資 本 金	863,126
貸 倒 引 当 金	△13,180	資 本 剰 余 金	553,778
資 産 合 計	17,545,097	利 益 剰 余 金	11,908,041
		自 己 株 式	△30,730
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	483,809
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	460,281
		為 替 換 算 調 整 勘 定	23,527
		純 資 産 合 計	13,778,025
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,545,097

連結損益計算書

(2019年11月1日から
2020年10月31日まで)

単位千円(未満切捨)

科 目	金 額	
売 上 高		13,635,747
売 上 原 価		11,952,721
売 上 総 利 益		1,683,025
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,120,906
営 業 利 益		562,118
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	27,158	
持分法による投資利益	49,666	
助 成 金 収 入	66,045	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	11,899	
そ の 他	41,455	196,225
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	489	
そ の 他	945	1,435
経 常 利 益		756,909
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	7,883	
補 助 金 収 入	7,397	15,280
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,854	
投資有価証券評価損	99,587	102,441
税金等調整前当期純利益		669,748
法人税、住民税及び事業税	260,555	
法 人 税 等 調 整 額	△31,606	228,948
当 期 純 利 益		440,800
親会社株主に帰属する当期純利益		440,800

連結株主資本等変動計算書

(2019年11月1日から
2020年10月31日まで)

単位千円 (未満切捨)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	863,126	553,778	11,617,351	△30,264	13,003,992
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△150,111		△150,111
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			440,800		440,800
自 己 株 式 の 取 得				△465	△465
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額 合 計	—	—	290,689	△465	290,223
当 期 末 残 高	863,126	553,778	11,908,041	△30,730	13,294,216

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	480,595	29,438	510,034	13,514,027
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△150,111
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				440,800
自 己 株 式 の 取 得				△465
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の 変 動 額 (純 額)	△20,313	△5,911	△26,225	△26,225
連結会計年度中の変動額 合 計	△20,313	△5,911	△26,225	263,997
当 期 末 残 高	460,281	23,527	483,809	13,778,025

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6 社

連結子会社名

(株)ミロク製作所、(株)南国ミロク、(株)ミロク工芸、ミロク機械(株)、
MIROKU MACHINE TOOL, INC.、(株)ミロクリエ

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社数 4 社

会社等の名称

(株)ミロクテクノウッド、MTW USA Inc.、(株)特殊製鋼所、(株)ミロク興産

(3) 持分法の適用の手続について特に記載が必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表又は仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

a 商品・製品・原材料・仕掛品

主として総平均法

b 貯蔵品

主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 9～12年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産・負債及び収益・費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

13,804,164千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

3,005,441株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年12月6日 取締役会	普通株式	75,058	25.00	2019年10月31日	2020年1月29日
2020年6月9日 取締役会	普通株式	75,053	25.00	2020年4月30日	2020年7月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年12月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	75,052	25.00	2020年10月31日	2021年1月28日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達するとともに、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機を目的とした取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理等によってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に資本提携又は業務上の関係を有する企業に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であり、支払い金利の変動リスクを回避するため、固定金利を利用しております。

なお、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注)2. 参照）

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,883,850	2,883,850	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,527,473	1,527,473	—
(3) 投資有価証券	1,081,375	1,081,375	—
(4) 支払手形及び買掛金	(1,024,361)	(1,024,361)	—
(5) 短期借入金	(100,000)	(100,000)	—
(6) 未払法人税等	(79,780)	(79,780)	—
(7) 長期借入金	(400,000)	(399,419)	580

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式 関連会社株式	4,512 1,580,342

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	4,669円48銭
2. 1株当たり当期純利益	149円39銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2020年10月31日現在)

単位千円 (未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,298,264	流動負債	1,499,989
現金及び預金	1,690,858	短期借入金	1,250,000
前払費用	3,258	1年内返済予定の長期借入金	200,000
関係会社短期貸付金	1,511,478	未払金	11,294
その他	92,669	未払費用	11,254
		未払法人税等	5,165
固定資産	6,469,014	預り金	1,348
有形固定資産	2,157,832	役員賞与引当金	15,133
建物	1,031,966	その他	5,794
構築物	80,415	固定負債	536,953
工具、器具及び備品	26,057	長期借入金	200,000
土地	1,019,328	繰延税金負債	233,705
建設仮勘定	63	役員退職慰労引当金	103,248
投資その他の資産	4,311,181	負債合計	2,036,942
投資有価証券	1,077,817	(純資産の部)	
関係会社株式	1,841,261	株主資本	7,278,210
出資金	1,021	資本金	863,126
関係会社長期貸付金	1,225,810	資本剰余金	565,548
投資不動産	115,922	資本準備金	515,444
保険積立金	49,328	その他資本剰余金	50,103
その他	13,000	利益剰余金	5,853,413
貸倒引当金	△12,980	利益準備金	197,500
資産合計	9,767,278	その他利益剰余金	5,655,912
		土地圧縮積立金	119,387
		固定資産圧縮積立金	39,746
		別途積立金	1,630,000
		繰越利益剰余金	3,866,778
		自己株式	△3,878
		評価・換算差額等	452,125
		その他有価証券評価差額金	452,125
		純資産合計	7,730,335
		負債・純資産合計	9,767,278

損 益 計 算 書

(2019年11月 1 日から
2020年10月31日まで)

単位千円 (未満切捨)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 配 当 金	444, 100	918, 151
手 数 料 収 入	306, 885	
不 動 産 賃 貸 収 入	167, 166	
営 業 費 用		
不 動 産 賃 貸 原 価	107, 910	410, 138
販売費及び一般管理費	302, 227	
営 業 利 益		508, 013
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17, 538	66, 309
受 取 配 当 金	45, 643	
そ の 他	3, 127	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1, 542	1, 542
経 常 利 益		572, 780
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	4, 363	4, 363
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	65	99, 652
投資有価証券評価損	99, 587	
税 引 前 当 期 純 利 益		477, 490
法人税、住民税及び事業税	11, 199	8, 534
法 人 税 等 調 整 額	△2, 664	
当 期 純 利 益		468, 955

株主資本等変動計算書

(2019年11月1日から
2020年10月31日まで)

単位千円 (未満切捨)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金	
						土地圧縮 積立金	固定資産 圧縮積立金
当 期 首 残 高	863,126	515,444	50,103	565,548	197,500	119,387	42,776
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							
当 期 純 利 益							
自己株式の取得							
固定資産圧縮積立金 の 取 崩							△3,029
株主資本以外の項目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	△3,029
当 期 末 残 高	863,126	515,444	50,103	565,548	197,500	119,387	39,746

	株 主 資 本					評価・換算 差 額 等	純資産合計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計		
	その他利益剰余金		繰越利益 剰 余 金				
	別途積立金	剰 余 金					
当 期 首 残 高	1,630,000	3,544,904	5,534,568	△3,412	6,959,831	473,804	7,433,635
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当		△150,111	△150,111		△150,111		△150,111
当 期 純 利 益		468,955	468,955		468,955		468,955
自 己 株 式 の 取 得				△465	△465		△465
固定資産圧縮積立金 の 取 崩		3,029	－		－		－
株主資本以外の項目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)						△21,678	△21,678
事業年度中の変動額合計	－	321,874	318,844	△465	318,378	△21,678	296,700
当 期 末 残 高	1,630,000	3,866,778	5,853,413	△3,878	7,278,210	452,125	7,730,335

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

a 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率法によっております。

② 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------------------|---------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 2, 103, 444千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く） | |
| 短期金銭債務 | 1, 152, 795千円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 営業収益 | 916, 951千円 |
| (2) 営業費用 | 135, 655千円 |
| (3) 営業取引以外の取引高 | 37, 190千円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

- | | |
|------|---------|
| 普通株式 | 3, 359株 |
|------|---------|

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	787千円
関係会社株式評価	133,157千円
減損損失	15,570千円
役員退職慰労引当金	31,490千円
その他	9,125千円
繰延税金資産小計	190,131千円
評価性引当額	△157,480千円
繰延税金資産合計	32,650千円
繰延税金負債	
土地圧縮積立金	52,393千円
固定資産圧縮積立金	17,442千円
その他有価証券評価差額金	196,520千円
繰延税金負債合計	266,356千円
繰延税金負債の純額	233,705千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱ミロク製作所	所有 直 接 100.0	兼任 4人	経 営 管 理 管理業務の受託	資 金 の 貸 付 利 息 の 受 取 経営指導料の受取 決算業務等管理 業務料の受取 出向者賃金の負担額	1,821,153 11,690 89,059 56,002 135,655	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 未 払 費 用	1,075,000 700,000 2,795
子会社	㈱南国ミロク	所有 直 接 100.0	兼任 3人	経 営 管 理	資 金 の 貸 付 利 息 の 受 取 経営指導料の受取	826,865 5,721 68,711	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	436,478 525,810
子会社	㈱ミロク工芸	所有 直 接 100.0	兼任 2人	経 営 管 理	資 金 の 借 入 利 息 の 支 払	136,153 136	短期借入金	150,000
子会社	ミロク機械㈱	所有 直 接 100.0	兼任 2人	経 営 管 理	資 金 の 借 入 利 息 の 支 払 経営指導料の受取	915,455 916 78,350	短期借入金	1,000,000

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 資金の貸付及び資金の借入の取引金額は、期中平均残高を記載しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 貸付金利息及び借入金利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (2) 経営指導料については、契約条件により決定しております。
- (3) 決算業務等管理受託料については、役務の提供に見合う額によっております。
- (4) 出向者賃金の負担額については、出向者に係る人件費に相当する額によっております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,574円99銭
2. 1株当たり当期純利益 156円21銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年12月14日

株式会社ミロク

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

高 松 事 務 所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 久 保 誉 一 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 安 田 秀 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミロクの2019年11月1日から2020年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミロク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場

合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年12月14日

株式会社ミロク

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

高 松 事 務 所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 久 保 誉 一 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 安 田 秀 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミロクの2019年11月1日から2020年10月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年11月1日から2020年10月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、有限責任監査法人トーマツから財務報告に係る内部統制について、評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月15日

株式会社ミロク 監査役会

常勤監査役 宮 地 雅 久 ㊞
監査役 福 原 和 彦 ㊞
監査役 高 橋 重 一 ㊞

(注) 福原和彦、高橋重一の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

当社の取締役は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。
つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式 の 数
1	み り ゅ ー 美 彦 (1957年3月20日生)	1998年10月 富士ゼロックス㈱技術副主査 1999年10月 当社顧問 2000年1月 当社代表取締役副社長 2001年1月 当社代表取締役社長(現) 2003年5月 ㈱ミロク製作所代表取締役社長(現) 2006年12月 ㈱梶原ミロク代表取締役会長 2007年2月 ミロク機械㈱代表取締役会長(現) 2011年11月 ㈱南国ミロク取締役会長(現)	株 80,300
		【取締役候補者とした理由】 弥勒美彦氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。	
2	こ み じ し お 古 味 俊 雄 (1969年10月8日生)	2001年1月 当社入社 2012年11月 当社内部監査室室長 2017年11月 当社管理本部副本部長 2017年12月 ㈱ミロク製作所取締役(現) 2018年1月 当社取締役管理本部本部長(現)	 1,600
		【取締役候補者とした理由】 古味俊雄氏は、当社での内部監査業務の経験を有しており、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式 の 数
3	井 戸 隆 雄 (1977年1月19日生)	2010年8月 ㈱電通レーザーフィッシュ (現 電通アイソバー㈱) 入社 2014年11月 ㈱ミロク製作所入社 2015年11月 同社品質保証部長 2016年12月 同社取締役銃砲事業本部副本部長(現) 2017年1月 当社取締役(現) 2019年8月 ㈱ミロクリエ代表取締役社長(現)	株 3,200
【取締役候補者とした理由】 井戸隆雄氏は、様々な企業の経営課題解決に取り組むコンサルティング業務及び当社子会社での品質保証業務の経験を有しており、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者となりました。			
4	チャールズ・グブラumont (1956年11月23日生)	1999年11月 ブローニング・アームズ・カンパニー最高執行責任者(COO) 2000年2月 同社最高経営責任者(CEO) 2000年10月 ブローニング・インターナショナルS.A. 最高経営責任者(CEO) 2001年1月 ブローニングS.A. 最高経営責任者(CEO) 2001年1月 当社取締役(現) 2009年1月 ブローニング・インターナショナルS.A. プレジデント 2012年1月 ブローニング・アームズ・カンパニープレジデント(現) 2012年1月 ブローニングS.A. プレジデント 2020年1月 同社プレジデント兼最高経営責任者(CEO)(現) 2020年1月 ブローニング・インターナショナルS.A. 最高経営責任者(CEO)(現)	—
【社外取締役候補者とした理由】 チャールズ・グブラumont氏は、グローバル企業の経営者を歴任され、幅広い経験と高い見識を有しており、当社の経営に適確な助言をいただくため、社外取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
5	クリスチャン・クルーブン (1956年7月14日生)	1989年1月 FNヘルスタルS.A. 軍需部門製造 担当部長 2001年8月 同社製造担当副社長 2014年11月 ヘルスタルS.A. 技術・工業プロジェクト 及び民生用火器製造担当副社長(現) 2014年11月 ブローニングビアナS.A. 会長兼 最高経営責任者(CEO)(現) 2015年1月 当社取締役(現)	株 —
	【社外取締役候補者とした理由】 クリスチャン・クルーブン氏は、グローバル企業のエンジニア及び経営者を歴任され、幅広い経験と高い見識を有しており、当社の経営に適確な助言をいただくため、社外取締役候補者いたしました。		
6	うけだ ひろ ゆき 受田 浩之 (1960年3月12日生)	2006年4月 高知大学副学長(現) 2014年4月 同大学次世代地域創造センター長 2015年4月 同大学地域協働学部教授(現) 2017年1月 当社取締役(現) 2019年4月 高知大学理事(現)	—
	【社外取締役候補者とした理由】 受田浩之氏は、大学教授としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、専門的見地から社外取締役としての役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。		
7	いの うえ たか し 井上 孝志 (1968年1月11日生)	2002年6月 井上石灰工業(株)取締役 2005年6月 同社代表取締役社長(現) 2016年4月 井上ワイナリー(株)代表取締役社長(現) 2019年1月 当社取締役(現)	—
	【社外取締役候補者とした理由】 井上孝志氏は、経営者としての幅広い経験と高い見識を有しており、当社の経営に適確な助言をいただくため、社外取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式 数
8 ※	いな だ かつ ひろ 稲 田 勝 裕 (1968年 8 月27日生)	1996年 8 月 ミロク機販(株) (現 ミロク機械(株)) 入社 2007年11月 同社東京営業所機械課課長 2014年12月 同社取締役東京営業所所長 2020年 4 月 同社代表取締役社長(現)	株 —
	【取締役候補者とした理由】 稲田勝裕氏は、長年にわたり当社子会社にて営業職の経験を有しており、また、会社経営に携わっていることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. ※は新任取締役候補者であります。
2. チャールズ・グブラumont氏は、ブローニングS.A. のプレジデント兼最高経営責任者 (CEO)、ブローニング・インターナショナルS.A. の最高経営責任者 (CEO)、ブローニング・アームズ・カンパニーのプレジデントを兼務しております。当社の完全子会社である(株)ミロク製作所とブローニングS.A. の完全子会社であるBWA, INC. 及びブローニング・インターナショナルS.A. は長期供給契約を締結しております。
3. その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. チャールズ・グブラumont、クリスチャン・クルーブン、受田浩之、井上孝志の4氏は、社外取締役候補者であります。
5. チャールズ・グブラumont、クリスチャン・クルーブン、受田浩之、井上孝志の4氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、チャールズ・グブラumont氏は20年、クリスチャン・クルーブン氏は6年、受田浩之氏は4年、井上孝志氏は2年であります。
6. 当社は、受田浩之、井上孝志の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、受田浩之、井上孝志の両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 受田浩之、井上孝志の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

第2号議案 故取締役安岡憲祐氏に対する弔慰金贈呈の件

2020年2月6日に逝去されました故取締役安岡憲祐氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で弔慰金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

故取締役安岡憲祐氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名				略 歴
やす 安	おか 岡	けん 憲	ゆう 祐	2016年1月 当社取締役 2020年2月 逝去

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名及び監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額15,133,000円（取締役分12,133,000円、監査役分3,000,000円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、社外取締役4名に対する支給額は2,600,000円であります。

以 上

〔メモ欄〕

[illegible]

二 案 内 図

高知県南国市篠原537番地 1

当社 2 階会議室

電話 088 (863) 3310

とさでん交通 電車・バス 小籠通下車

高知龍馬空港より（タクシー）約15分

はりまや橋より (〃) 約20分

